

表中

一〇〇分の五二・七三
一〇〇分の一九・六二
一〇〇分の二三・二七
一〇〇分の一・六八
一〇〇分の一・九二
一〇〇分の〇・七八
一〇〇分の四・三三
一〇〇分の四七・五八
一〇〇分の一三・四九
一〇〇分の三三・七三
一〇〇分の〇・二三
一〇〇分の〇・六四
一〇〇分の四・四四
一〇〇分の一四・七四
一〇〇分の七七・九五
一〇〇分の〇・七五
一〇〇分の一・七五
一〇〇分の〇・三七
一〇〇分の三六・六五
一〇〇分の六・一二
一〇〇分の三・九四
一〇〇分の五・四七
一〇〇分の一・一八
一〇〇分の一・九八
一〇〇分の一〇・六六
一〇〇分の三三・〇〇
一〇〇分の五・三六
一〇〇分の九二・一七
一〇〇分の二・四七

を

一〇〇分の五二・五三
一〇〇分の一九・二六
一〇〇分の二四・三二
一〇〇分の一・八五
一〇〇分の一・六〇
一〇〇分の〇・四四
一〇〇分の四・三六
一〇〇分の四八・三二
一〇〇分の一四・六八
一〇〇分の三一・八五
一〇〇分の〇・二三
一〇〇分の〇・五六
一〇〇分の四・三四
一〇〇分の一四・七〇
一〇〇分の七八・二〇
一〇〇分の〇・七六
一〇〇分の一・五四
一〇〇分の〇・四六
一〇〇分の三三・七九
一〇〇分の五・七九
一〇〇分の四・三一
一〇〇分の四・八三
一〇〇分の一・二三
一〇〇分の一・一一
一〇〇分の一・一〇
一〇〇分の三二・八三
一〇〇分の四・六五
一〇〇分の九二・七六
一〇〇分の二・五九

に改める。

一〇〇分の九五・〇〇
一〇〇分の九五・六八
一〇〇分の九三・一三
一〇〇分の九八・九六
一〇〇分の九六・七五
一〇〇分の九九・六六
一〇〇分の九八・五二
一〇〇分の九二・一九
一〇〇分の九六・九八
一〇〇分の九四・九〇
一〇〇分の九九・一四

一〇〇分の九五・四五
一〇〇分の九四・四五
一〇〇分の九四・〇九
一〇〇分の九九・七二
一〇〇分の九八・〇八
一〇〇分の九八・六七
一〇〇分の九八・六一
一〇〇分の九二・〇〇
一〇〇分の九六・九三
一〇〇分の九四・七四
一〇〇分の九九・七〇

一〇〇分の五六・八一
一〇〇分の四・六〇
一〇〇分の〇・二四
一〇〇分の六・一七
一〇〇分の二・〇五
一〇〇分の五・四二
一〇〇分の一四・一五
一〇〇分の一〇・五五

一〇〇分の五五・四四
一〇〇分の四・七一
一〇〇分の〇・三二
一〇〇分の六・六八
一〇〇分の二・〇九
一〇〇分の五・四三
一〇〇分の一四・三三
一〇〇分の一・一〇

財務省、厚生労働省、
農林水産省、厚生労働省、
環境省、経済産業省、告示第五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一
条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一
条第二項第二号に規定する主務大臣が定める率（平成八年十二月農林水産省、通商産業省、告示第
五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
 厚生労働大臣 田村 憲久
 農林水産大臣 林 芳正
 経済産業大臣 茂木 敏充
 環境大臣 石原 伸晃

表中

一〇〇分の九六・八四
一〇〇分の九六・一八
一〇〇分の九三・三〇
一〇〇分の九四・四八
一〇〇分の九八・六七
一〇〇分の九六・二二
一〇〇分の九一・一九
一〇〇分の九六・〇四
一〇〇分の九四・七一
一〇〇分の九四・八八
一〇〇分の九五・九七
一〇〇分の九八・一七
一〇〇分の九八・八六
一〇〇分の九八・七二
一〇〇分の九九・四四
一〇〇分の九二・九三
一〇〇分の八四・六四
一〇〇分の九三・九五
一〇〇分の九五・三〇
一〇〇分の九六・九五
一〇〇分の九八・八七
一〇〇分の九一・四九
一〇〇分の九八・一六
一〇〇分の九五・一九
一〇〇分の九八・八四
一〇〇分の九八・九九

を

一〇〇分の九七・七〇
一〇〇分の九五・八八
一〇〇分の九二・四六
一〇〇分の九五・二三
一〇〇分の九八・〇八
一〇〇分の九五・八〇
一〇〇分の九二・七八
一〇〇分の九六・七二
一〇〇分の九一・一八
一〇〇分の九四・〇四
一〇〇分の九六・四九
一〇〇分の九九・五三
一〇〇分の九九・三七
一〇〇分の九八・九九
一〇〇分の九九・四九
一〇〇分の九二・四四
一〇〇分の八五・五六
一〇〇分の九三・八七
一〇〇分の九五・九二
一〇〇分の九六・五二
一〇〇分の九八・四四
一〇〇分の九一・〇五
一〇〇分の九八・四五
一〇〇分の九五・四一
一〇〇分の九八・六七
一〇〇分の九九・一四

に改める。

表中

二二九、四八八
八九、一八二
一〇六、二一九
七、六六八
八、七二三
三、四六七
一五、二二九
一六四、八一三
四六、二〇二
一一七、一五五
八二八
二、一一三
六、四九五
二一、七五二
一一五、四八一
一、一三六
二、五五七
五二七
二二二、六九〇
三八、四一一
二五、四六六
三四、二五六
一三、七七三
一一、六九一

を

二五一、二〇二
八一、四〇五
一二四、二〇〇
六、八八二
七、一二五
二、一七八
一六、八五八
二二四、八五〇
六一、九五七
一一六、七九〇
一、〇四八
二、〇五八
七、二四一
一一三、九〇一
一一八、三四七
一、二〇〇
二、五七三
七七六
二四〇、二九九
三七、六四四
二八、八九六
三三、四五四
一四、九〇四
一一、六九一

に改める。

○農林水産省、厚生労働省、
環境省、経済産業省、告示第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一
条第二項第二号二の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一
条第二項第二号二に規定する主務大臣が定める量（平成八年十二月農林水産省、厚生省、告示第
六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。
平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 林 芳正
経済産業大臣 茂木 敏充
環境大臣 石原 伸晃